

令和 2 年度 第 3 回

立 木 公 売

日 時 令和 2 年 7 月 28 日 (火)

入札開始 午後 1 時 30 分

締 切 午後 1 時 40 分

場 所 会津森林管理署 入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

会 津 森 林 管 理 署

〒965-8550 会津若松市追手町 5 番 22 号

TEL 0242 (27) 3270 ・FAX 0242 (27) 3272

公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和2年7月28日（火）

入札開始 13時30分

締切 13時40分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

会津森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒965-8550

福島県会津若松市追手町5-22 会津森林管理署

（2）到着期限 7月28日（火） 13時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は令和2年7月28日として下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

（2）物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「物件の入札条件について」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和２年度から令和７年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (１) 予算決算及び会計令第７０条に該当する者。
- (２) 予算決算及び会計令第７１条に該当する者。
- (３) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の１００分の５に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (１) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (２) 入札書に記載された金額に消費税相当額１０％を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (１) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙１－１）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和２年８月３日（月）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

１２ 代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和２４年法律第１７６号）の定めるところ

ろにより認めます。(年利0.69%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝(契約代金×延納期間×延納利率)÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を会津森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を会津森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：会津森林管理署又はホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：会津森林管理署で閲覧して下さい。

会津森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/aizu/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、会津森林管理署業務グループ（経営担当）

へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙 3) に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」(平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知) に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し0.50 μ Sv/h以下であること、また、0.50 μ Sv/h超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が6,400Bq/kg以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙4に示すとおりです。

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

会津森林管理署 業務グループ(経営担当)

電話番号 0242-27-3270 FAX 番号 0242-27-3272

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

入札物件一覧表

物件 番号	森林 事務所	市町村	国有林	林小班	林齢 (約)	保安林 指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
1	檜原	耶麻郡北塩原村	西吾妻山外1	438い	58	有	カラマツ外	2.85	7,936	565.93	皆伐	分収造林
2	喜多方	喜多方市熱塩加納町	向山	343ふ	64	無	スギ外	1.7	2,045	1530.94	皆伐	分収造林

特 約 事 項

1. 買受けた物件の対象木については、全て伐倒・搬出して下さい。特別な事情により立木を残す場合は、森林官等と協議下さい。契約対象外の立木は損傷の無いよう保護に努めて下さい。なお、販売区域外の周囲立木には原則として赤い 2 本の横線が標示しており、間伐の場合は伐採木の胸高にテープが巻かれているのでご留意下さい。
2. 作業開始前に「立木販売箇所の作業計画届」を、必ず管轄森林事務所に提出して下さい。作業計画届提出後に、森林官が買受者を現地に案内し区域確認を行うことになります。また、作業時は労働安全衛生に十分配慮し、作業制限等遵守のうえ作業を実施して下さい。万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び当署に連絡して下さい。
3. 物件の搬出については、搬出する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札して下さい。また、伐採搬出作業に当たっての国有林以外の民有地などの利用については、買受者において土地の使用承諾を得てください。
4. 伐採搬出作業に当たって、国有林及び民有林の境界に埋設してある「境界標」を損傷しないよう十分注意してください。万一、不注意により損傷した場合には買受人の負担で復元していただきます。
5. 末木枝条、残材等を沢や土場に放置しないで下さい。また、搬出路に水切り等の排水設備を整備し、泥水等が直接沢や公道に流れ込まないようにして下さい。
6. 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって管轄森林事務所に申し出て下さい。また、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振込証書の写しを、森林管理署に提出のうえ作業に着手して下さい。
7. 森林作業道作設にあたっては別紙特記仕様書のとおりに従って下さい。
8. **1号物件は保安林に指定されていますので、森林法の制限を受けます。**保安林内で搬出路や土場等を作設・利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請して下さい。なお申請後に許可区域外での搬出路の作設は認められませんのでご注意ください。
9. **1・2号物件は「分収造林」のため収益分収となります。**国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、分収造林契約者の持分については、契約代表者の口座へ振込となります。
なお、振込手数料は買受け者の負担となります。

その他、現地案内時に説明する事項や、森林管理署長が指示する事項には従って下さい。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成２２年１１月１７日付け２２林整第６５６号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第１ 路網

１ 配置

路網は、フォワーダ等車輛系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

２ 幅員

幅員は、３ｍ以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、０．５ｍ程度の余裕を付加することができる。

３ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第２ 施工

１ 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、

- １．５ｍ程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

現地案内について

令和2年7月28日施行の第3回立木資格付一般競争入札の現地案内を下記の日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集ください。

記

現地案内日程

売払番号	案 内 日 時	集合場所	案内者
1	令和2年7月14日（火） 9時30分 集合	北塩原村役場 駐車場	首席森林官 奥田 康弘
2	令和2年7月16日（木） 13時00分 集合	道の駅 喜多の郷 駐車場	首席森林官 高橋 正樹

現地案内等について、お尋ねの点がございましたら下記の連絡先にお問い合わせいたします。

連 絡 先

会 津 森 林 管 理 署	会津若松市追手町5-22 TEL 0242-27-3270
小 野 川 森 林 事 務 所	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093-497 TEL 0241-32-2242
喜 多 方 森 林 事 務 所	喜多方市字西四ツ谷21 TEL 0241-22-1228

1号物件 現地案内集合場所

集合場所
北塩原村役場 駐車場
7月14日(火)
9時30分 集合

北塩原村役場

0 500[m]

三ノ倉スキー場



委 任 状 （例）

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

⑩

担当官
長

殿

注意： 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3
- 4 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 受任者使用印鑑

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名



担当官
長

殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

森林管理(署・支署・事務所)長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人)

氏 名

印

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線率

物件番号	① 空間線量率 (μ Sv/h)	② 樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③ 測定日	備 考
1	0.08	—	H30.8.20	438 林班 い小班 2.85 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
2	0.08	—	R1.7.9	343 林班 ふ小班 1.7 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)

注 1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

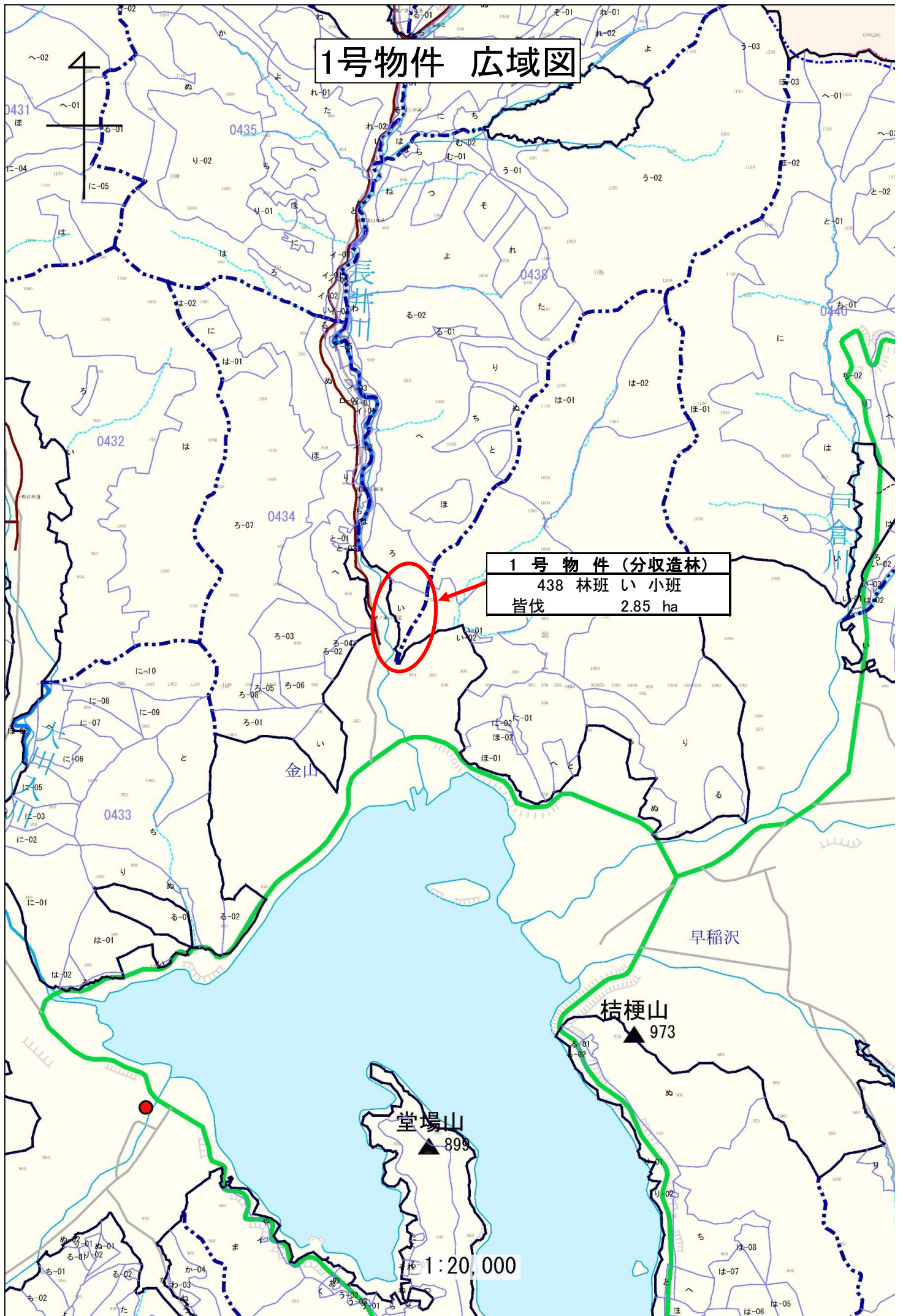
注 2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/h 超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

売 払 番 号 1 号 物 件 内 訳 書

1 物件所在地					3 面 積		2.85 ha			
北塩原村大字桧原字西吾妻山外1 国有林					4 林 令		約 58 年生			
438林班 い小班					5 搬出期間		36 ヶ月			
2 伐採種 皆伐					6 空間線量		0.08 μSv/h			
樹 種	種 別	類 別	本数（本）	材積（m³）	主要樹種一般用材径級別内訳					
カラマツ	生立木	一般材	70	45.16	カ ラ マ ツ					
アカマツ	生立木	一般材	1	0.54	径級（cm）	樹高	本数（本）	径級（cm）	樹高	本数（本）
N 計			71	45.70	14	12	1			
ブナ	生立木	一般材	1	0.33	16	14	2			
ミズナラ	生立木	一般材	2	0.66	18	16	1			
サワグルミ	生立木	一般材	3	4.64	20	17	7			
ホオノキ	生立木	一般材	4	1.65	22	18	5			
キハダ	生立木	一般材	1	0.61	24	19	11			
カエデ	生立木	一般材	1	0.54	26	20	12			
トチノキ	生立木	一般材	3	2.26	28	21	8			
シナノキ	生立木	一般材	7	2.69	30	23	9			
L 計			22	13.38	32	23	5			
一般材計			93	59.08	34	23	3			
					36	24	1			
カラマツ	生立木	低質材	502	105.34	36	26	1			
アカマツ	生立木	低質材	1	0.39	38	26	1			
ヒメコマツ	生立木	低質材	3	1.21	38	27	1			
N 計			506	106.94	40	26	1			
低質材L	生立木	低質材	7,337	399.91	48	32	1			
L 計			7,337	399.91						
低質材計			7,843	506.85						
合 計			7,936	565.93	計					70

入 札 筆 記		入札枚数 (枚)	
順 位	氏 名	金 額	
3			
2			
1			

1号物件 広域図



1号物件 詳細図

1号物件 (分収造林)

438 林班 い 小班

皆伐 2.85 ha

凡例

販売区域

周辺の
民有地

道路敷

河川

沢

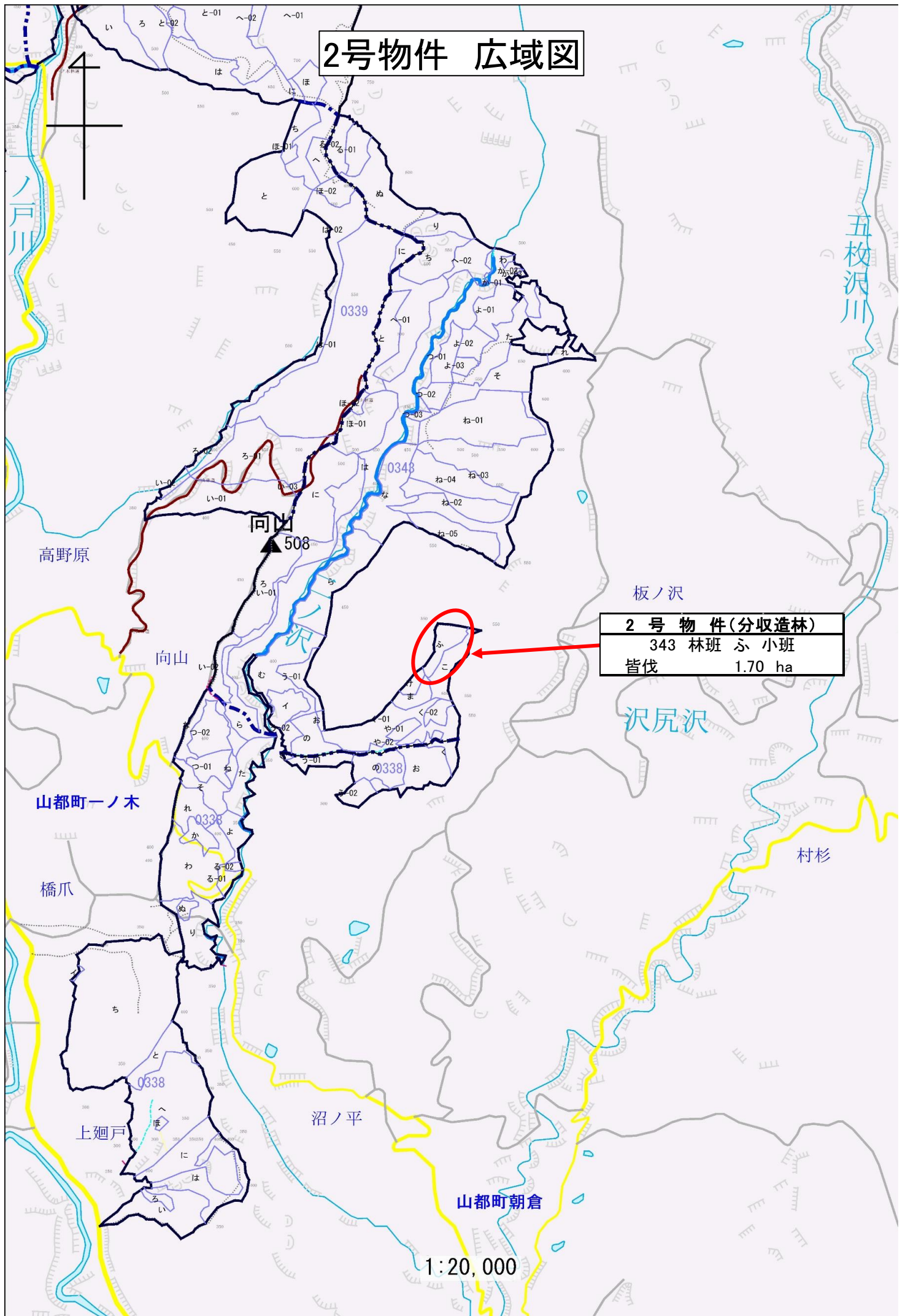
1:5,000

売 払 番 号 2 号 物 件 内 訳 書

1 物件所在地 喜多方市熱塩加納町加納字向山国有林 343林班 15小班					3 面 積 4 林 令 5 搬出期間 6 空間線量	1.70 ha 約 65 年生 36 ヶ月 0.08 μSv/h				
2 伐 採 種 皆伐										
樹 種	種 別	類 別	本数 (本)	材積 (m³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	1,516	1,373.49	ス ギ					
	被害木	獣害木	35	44.03	径級 (cm)	樹高	本数 (本)	径級 (cm)	樹高	本数 (本)
カラマツ	生立木	一般材	9	5.69	16	15	18			
	欠頂木	一般材	1	0.68	18	17	44			
アカマツ	生立木	一般材	17	18.52	20	19	68			
ヒメコマツ	生立木	一般材	2	2.06	22	20	111			
N 計			1,580	1,444.47	24	21	103			
一般材計			1,580	1,444.47	26	22	129			
					28	22	162			
スギ	生立木	低質材	427	77.62	30	23	145			
カラマツ	生立木	低質材	3	0.32	32	23	169			
アカマツ	生立木	低質材	4	3.64	34	24	133			
	欠頂木	低質材	1	1.81	36	24	106			
N 計			435	83.39	38	24	101			
低質材L	生立木	低質材	30	3.08	40	25	60			
L 計			30	3.08	42	26	37			
低質材計			465	86.47	44	26	22			
					46	27	29			
					48	27	32			
					50	28	21			
					52	28	13			
					54	28	5			
					56	27	7			
					60	27	1			
合 計			2,045	1,530.94	計					1,516

入 札 筆 記		入札枚数	(枚)
順 位	氏 名	金 額	
3			
2			
1			

2号物件 広域図



2号物件(分収造林)	
343 林班 ふ 小班	
皆伐	1.70 ha

1:20,000

2号物件 詳細図

